

## **資料 3**

### **業務フローにおける論点**

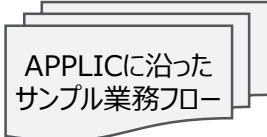
# 1. 業務フロー案の作成方法

自治体・ベンダー調査より抽出した、『サンプル業務フロー』に対する現行業務・現行仕様との差異情報をもとに、「標準仕様における業務フロー記載方針」を定義して業務フロー案を作成しました。ワーキングチーム・ベンダー分科会を通じ、論点の協議を行います。

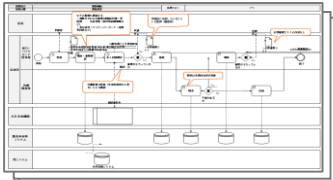
## サンプル業務フロー

- APPLIC標準に沿った一覧をベースにサンプル業務フローを作成し、自治体アンケート・ヒアリング及びベンダーヒアリング（書面回答）で差異を確認

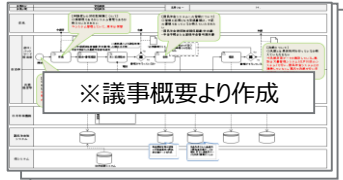
項目	内容	項目	内容
1 業務概要	1 業務目的	1 業務概要	1 業務目的
2 業務内容	1 業務内容	2 業務内容	1 業務内容
3 役割分担	1 役割分担	3 役割分担	1 役割分担
4 運用体制	1 運用体制	4 運用体制	1 運用体制
5 連携関係・情報提供	1 連携関係	5 連携関係・情報提供	1 連携関係
6 留意点・備考	1 留意点	6 留意点・備考	1 留意点



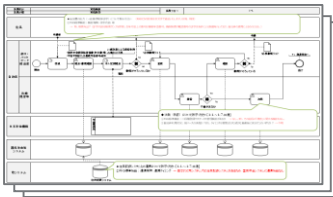
### 差異に関する情報



自治体アンケート結果  
(67自治体分)



自治体ヒアリング結果  
(5自治体分)



ベンダー確認結果  
(6ベンダー・7PKG分)

## 業務フロー案

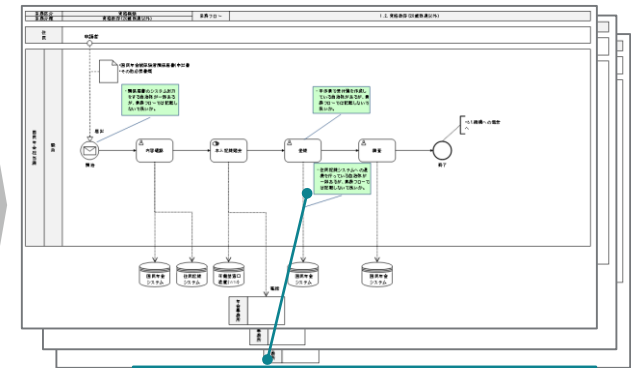
- インプットから確認した差異の内容を踏まえて、標準業務フローにおいてどのような業務・流れとするかの方針を定義
- そのうち、研究会等で確認が必要な事項は、論点として業務フローに記載
- ツリー図案（前述）のLv2単位で作成

### 【業務差異整理表】

No.	業務ID	業務内容	差異内容 (自治体/ベンダー)	差異項目	標準仕様	差異内容	対応方針	備考	標準業務フロー-1 (自治体/ベンダー)													
									自治体	ベンダー	自治体	ベンダー	自治体	ベンダー	自治体	ベンダー	自治体	ベンダー	自治体	ベンダー		
1	業務ID-1	業務内容-1	標準仕様と異なる業務内容	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様
2	業務ID-2	業務内容-2	標準仕様と異なる業務内容	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様
3	業務ID-3	業務内容-3	標準仕様と異なる業務内容	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様
4	業務ID-4	業務内容-4	標準仕様と異なる業務内容	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様
5	業務ID-5	業務内容-5	標準仕様と異なる業務内容	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様	標準仕様

### 【ツリー図案（前述）】

業務ID	業務内容	標準仕様	差異内容	対応方針
業務ID-1	業務内容-1	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-2	業務内容-2	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-3	業務内容-3	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-4	業務内容-4	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-5	業務内容-5	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-6	業務内容-6	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-7	業務内容-7	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-8	業務内容-8	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-9	業務内容-9	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-10	業務内容-10	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-11	業務内容-11	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-12	業務内容-12	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-13	業務内容-13	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-14	業務内容-14	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-15	業務内容-15	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-16	業務内容-16	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-17	業務内容-17	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-18	業務内容-18	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-19	業務内容-19	標準仕様	標準仕様	標準仕様
業務ID-20	業務内容-20	標準仕様	標準仕様	標準仕様



業務フローの論点についてワーキングチーム・ベンダー分科会等で確認予定

## 2. 本ワーキングチームにおける討議対象

事前にご確認したご意見については、以下の区分にて振り分けし、そのうち、「討議」とするものについて議論を進めていきます

### 頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

No.	ご意見区分		取り扱い方針	ご意見総数
1-1	討議事項	ワーキングチーム	✓ ワーキングチーム（本会合）において討議する	116
1-2		ベンダー分科会	✓ ベンダー分科会において討議する	集計中 (一部回答待ち)
2	指摘	—	✓ ご指摘を踏まえ、ツリー図あるいは業務フロー等を修正する (事務局にて修正後、次回ワーキングチーム及びベンダー分科会に先立ち提示、確認依頼予定)	92
3	質問	—	✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示	4

本日の討議対象

※その他、ツリー図における討議事項に関する意見が30件

### 3. 協議事項一覧

業務フローに関する協議事項は次の6項目となります

詳細については配布した業務フローもあわせてご確認ください、適宜、参照しながら検討を進めます

区分	内容	
協議事項	共通①	✓ 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い
	共通②	✓ 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連）
	共通③	✓ 資格喪失（死亡、海外転出、60歳到達等）の把握方法
	個別①	✓ 公用照会における証明書作成のシステム化要否
	個別②	✓ 年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の整理
	個別③	✓ 受給者の異動に関する業務（氏名・生年月日・性別変更）

## (補足) 討議事項以外の項目

討議事項以外の指摘、質問については、以下の件数をいただいています

区分		計
討議事項		116
指摘	業務フローを修正	51
	業務フローは修正なし (機能要件策定時確認)	41
	<b>計</b>	92
質問		4
ツリー図にて討議		30
<b>合計</b>		242

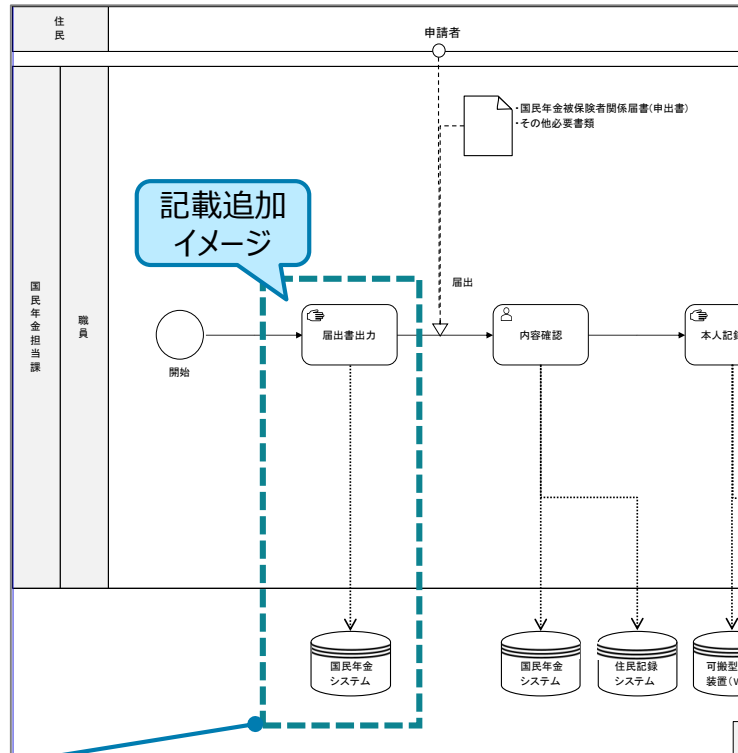
区分		計	
業務 フ ロ ー を 修 正	1.1.資格取得	5	
	1.10.追加・訂正	2	
	1.11.不在	1	
	1.2.種別変更	3	
	1.3.資格喪失(死亡)	3	
	1.4.資格喪失(海外転出)	3	
	1.5.資格喪失(60歳到達)	1	
	1.6.資格喪失(その他)	1	
	1.7.国内転入	4	
	1.8.国内転出	1	
	1.9.氏名・生年月日・性別変更	1	
	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	2	
	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	3	
	2.3.免除理由該当等届受理・審査	2	
	2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	1	
	3.1.付加加入	1	
	3.2.付加辞退	1	
	4.1.年金請求書等受理・審査	1	
	5.1.年金機構への報告	2	
	5.2.年金機構からの情報登録	1	
	6.1.所得情報提供(免除勧奨)	1	
	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	4	
	6.5.公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	3	
	6.6.住基情報提供	1	
	6.7.通知書再交付申請書受理	1	
	7.1.統計事務	1	
	その他	1	
	<b>計</b>		51

## 4. 討議

### 4-1. 共通①：関係届書出力に関するフロー上の取り扱い

業務フローにおいて出力作業を記載するかについてご意見を募ったところ、「記載してほしい」「フローとしては必須ではないが、機能としては必要」「自治体ごとに異なるため不要」とのご意見を頂戴しました。フロー上の取り扱いについてご議論をお願いします

#### 業務フロー（該当箇所の修正イメージ）



#### 【論点①】

- 「届書出力」を業務フローに記載するか
  - あるべき姿（の標準仕様）との視点からは記載すべきか
  - 自治体毎に運用が異なる、という点はどうか反映するか

#### 対象帳票

対象業務		外部帳票（対象は外部帳票が原則）
1.1.	資格取得	国民年金被保険者関係届書（申出書）
1.2.	種別変更	国民年金被保険者関係届書（申出書）
1.6.	資格喪失（その他）	国民年金被保険者関係届書（申出書）
1.10.	追加・訂正	国民年金被保険者関係届書（申出書）
2.1.	免除・納付猶予申請書受理・審査	国民年金保険料免除・納付猶予申請書 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書
2.2.	学生納付特例申請書受理・審査	保険料学生納付特例申請書
2.3.	免除理由該当等届受理・審査	国民年金被保険者関係届書（申出書）
2.4.	産前・産後免除申請書受理・審査	国民年金被保険者関係届書（申出書）
3.1.	付加加入	国民年金被保険者関係届書（申出書）
3.2.	付加辞退	国民年金被保険者関係届書（申出書）
6.7.	通知書再交付申請書受理	国民年金被保険者関係届書（申出書）

#### 【論点②】

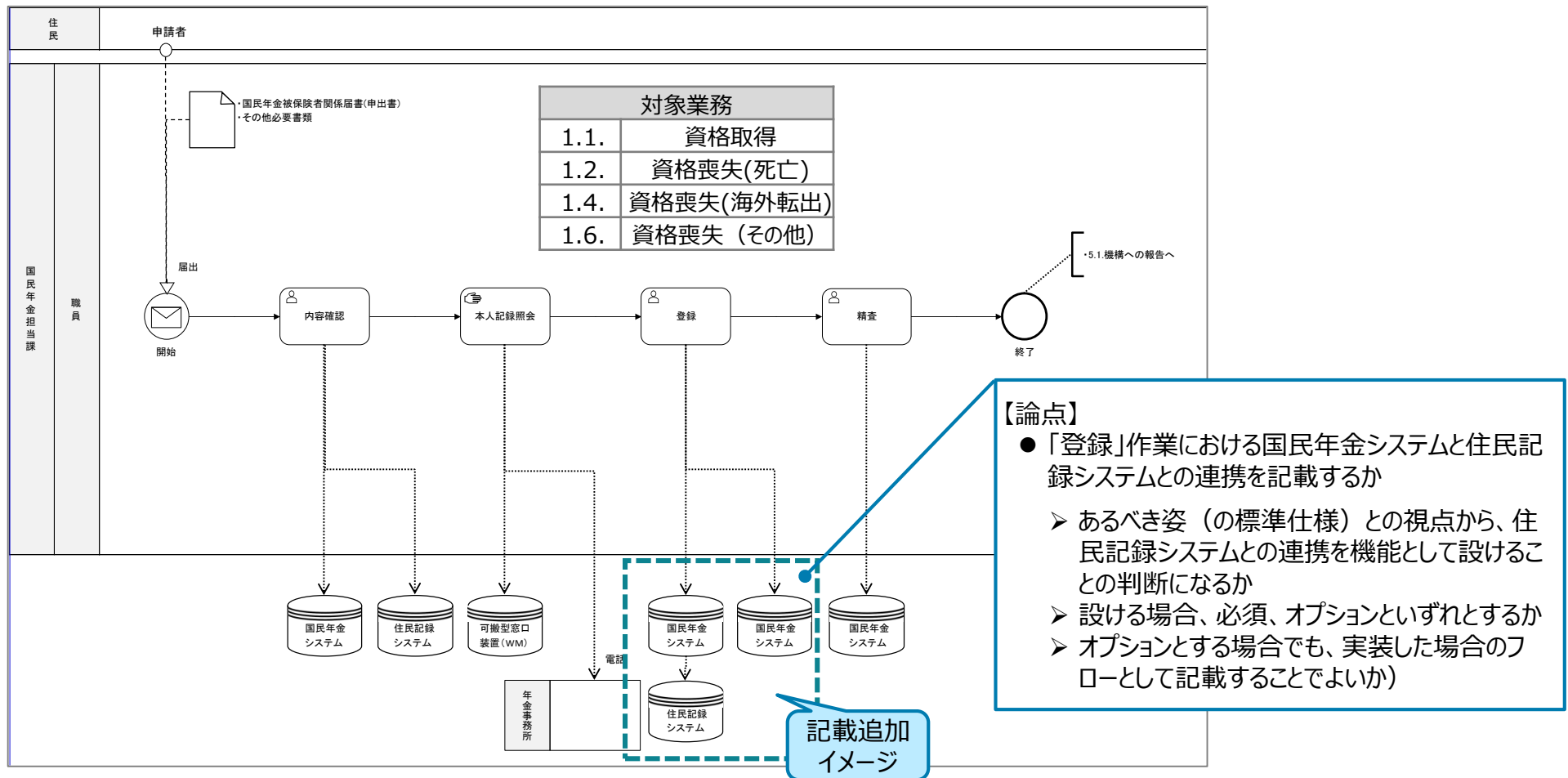
- 記載する場合、対象とする帳票の範囲
  - 全て対象とすることでよいか（過不足はないか）

## 4. 討議

### 4-2. 共通②住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連）

国民年金システムへの登録作業において住民記録システムとの連携を記載するかについてご意見を募ったところ、「記載する」「記載しなくても差し支えない」「連携している」等のご意見を頂戴しました。フロー上の記載要否についてご議論をお願いします

#### 業務フロー（該当箇所の修正イメージ）

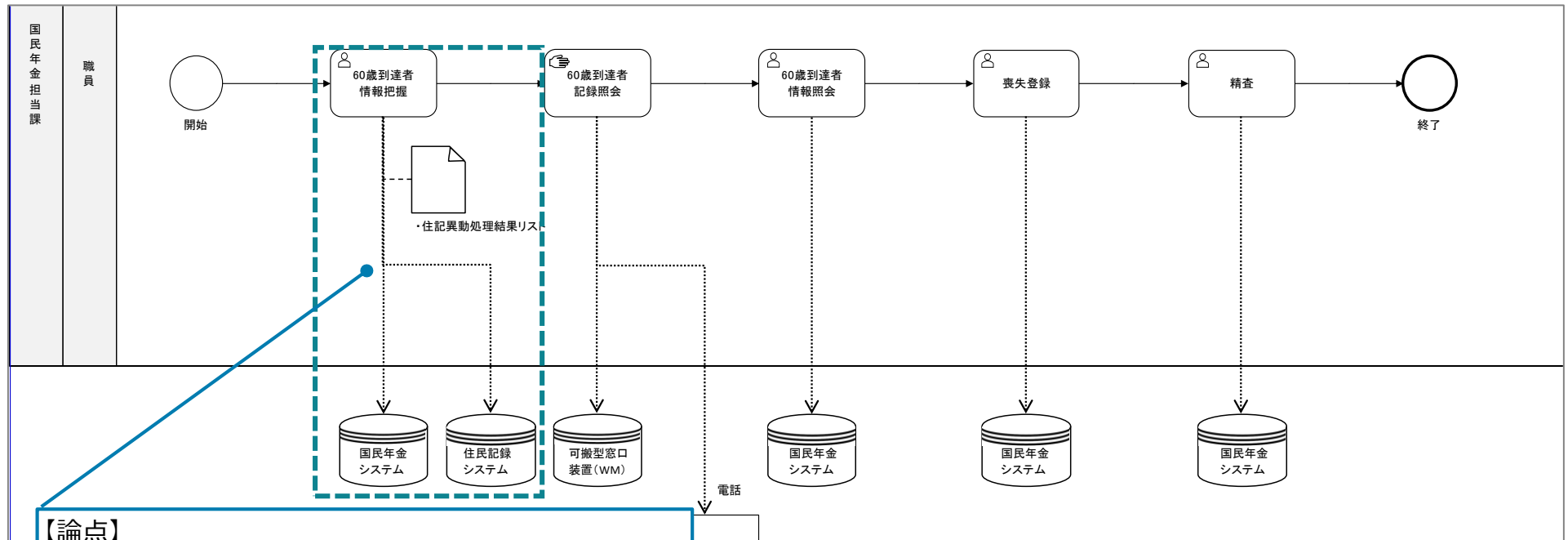


## 4. 討議

### 4-3. 共通③資格喪失（死亡、海外転出、60歳到達等）の把握方法

資格喪失時フローにおいて、「対象者の把握方法は自治体毎に差異がある」「他の自治体はどのように把握しているか」とのご意見を頂戴しました。フローにおける取り扱いについてご議論をお願いします

#### 業務フロー：1.5.資格喪失(60歳到達)



#### 【論点】

- 「情報把握方法」をどこまで標準化するか
  - 情報把握にはどのようなパターンがあるか、喪失区分ごとに特徴や差異はあるか（取組）
  - 各自治体の取り組みを参考に、業務効率化の視点で標準化にどこまで取り入れるか、その際に国民年金システムに期待する機能は何か

把握パターン	説明	死亡	海外	60
1	届出（国年）	○	○	△
2	届出（他部署）	○	○	△
3	システム処理	○	○	○

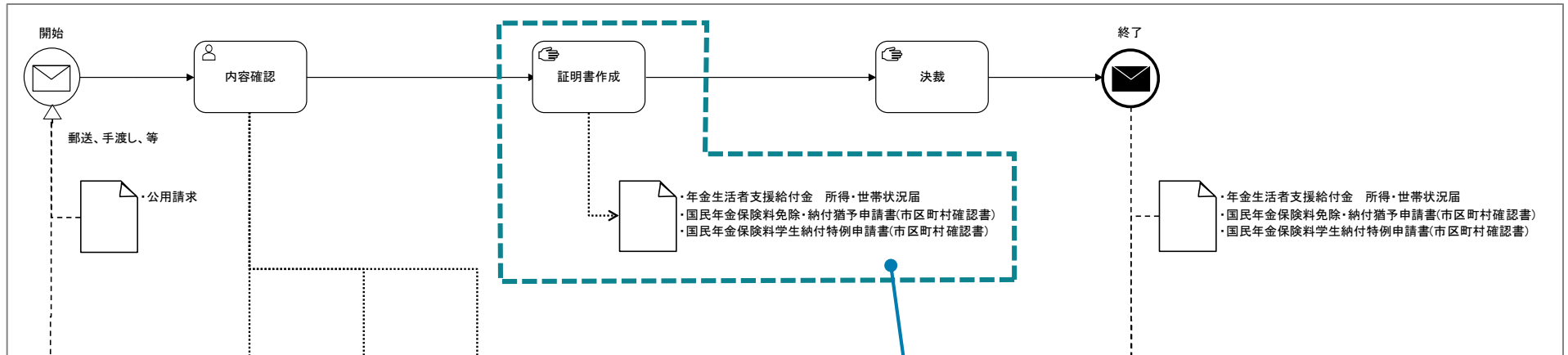


# 4. 討議

## 4-4. 個別①公用照会における証明書作成のシステム化要否

「6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）」において、「証明書作成はシステム化したほうがよい」とのご意見を頂戴しました。業務フロー上の取り扱いについてご議論をお願いします

### 業務フロー：6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）



年金生活者支援給付金  
所得・世帯状況届

氏名	住所	性別	年齢	世帯
山田 太郎	東京都千代田区千代田1-1-1	男	45	世帯主
山田 花子	東京都千代田区千代田1-1-1	女	42	世帯主の妻
山田 次郎	東京都千代田区千代田1-1-1	男	18	世帯主の子
山田 美咲	東京都千代田区千代田1-1-1	女	16	世帯主の子
山田 健一	東京都千代田区千代田1-1-1	男	14	世帯主の子
山田 真由美	東京都千代田区千代田1-1-1	女	12	世帯主の子
山田 拓也	東京都千代田区千代田1-1-1	男	10	世帯主の子
山田 結衣	東京都千代田区千代田1-1-1	女	8	世帯主の子
山田 悠太	東京都千代田区千代田1-1-1	男	6	世帯主の子
山田 莉子	東京都千代田区千代田1-1-1	女	4	世帯主の子
山田 大輔	東京都千代田区千代田1-1-1	男	2	世帯主の子

免除・納付猶予申請書  
(市区町村確認書)

氏名	住所	性別	年齢	世帯	免除種別	申請種別	申請理由
山田 太郎	東京都千代田区千代田1-1-1	男	45	世帯主	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 花子	東京都千代田区千代田1-1-1	女	42	世帯主の妻	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 次郎	東京都千代田区千代田1-1-1	男	18	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 美咲	東京都千代田区千代田1-1-1	女	16	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 健一	東京都千代田区千代田1-1-1	男	14	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 真由美	東京都千代田区千代田1-1-1	女	12	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 拓也	東京都千代田区千代田1-1-1	男	10	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 結衣	東京都千代田区千代田1-1-1	女	8	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 悠太	東京都千代田区千代田1-1-1	男	6	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 莉子	東京都千代田区千代田1-1-1	女	4	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 大輔	東京都千代田区千代田1-1-1	男	2	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除

学生納付特例申請書  
(市区町村確認書)

氏名	住所	性別	年齢	世帯	免除種別	申請種別	申請理由
山田 太郎	東京都千代田区千代田1-1-1	男	45	世帯主	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 花子	東京都千代田区千代田1-1-1	女	42	世帯主の妻	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 次郎	東京都千代田区千代田1-1-1	男	18	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 美咲	東京都千代田区千代田1-1-1	女	16	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 健一	東京都千代田区千代田1-1-1	男	14	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 真由美	東京都千代田区千代田1-1-1	女	12	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 拓也	東京都千代田区千代田1-1-1	男	10	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 結衣	東京都千代田区千代田1-1-1	女	8	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 悠太	東京都千代田区千代田1-1-1	男	6	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 莉子	東京都千代田区千代田1-1-1	女	4	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除
山田 大輔	東京都千代田区千代田1-1-1	男	2	世帯主の子	免除	申請	国民年金保険料免除

### 【論点】

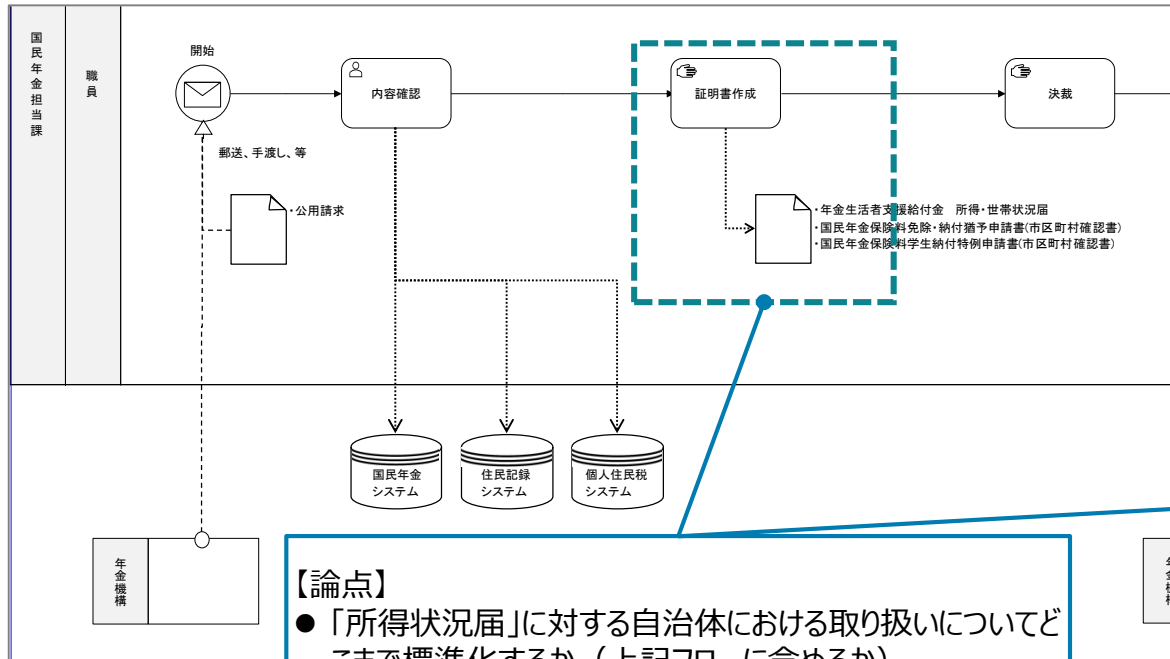
- 「証明書作成」をシステムするか
  - あるべき姿（の標準仕様）との視点から、証明書作成をシステム化することが望まれるか
  - 各証明書の様式は標準仕様として統一できるか  
※自治体毎にフォーマットに差異や自治体特有の要件はないか（左に一列を記載）

## 4. 討議

### 4-5. 個別②年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の標準化

年金機構から受給者宛に提出依頼が送付される「年金生活者支援給付金 所得状況届」の所得証明方法は①自治体で記入及び証明②所得証明書添付の2パターンがあり、統一が必要との意見がありました。取り扱いについてご議論をお願いします

#### 業務フロー：6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）



#### （補足）年金機構からの周知文書

**年金生活者支援給付金 所得状況届の記入のしかた**

老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金を受けている方

■ 記入例

1. 給付金を受けられている方	
氏名	年金 太郎
生年月日	昭和28年12月12日
住所	杉並区高井戸西3-5-24
所得証明対象年	令和元年 8   0   1
7合計所得金額	円
世帯的年金等収入金額	円
世帯的年金等に係る雑所得の金額	円
前年所得合計額	円
課税状況 (所得区分)	課税・非課税・未申告・課税台帳なし (スベール) 世帯非課税 1. 世帯課税

2. 令和2年7月31日時点で請求者と同一世帯の方

氏名	生年月日	課税状況
年金 花子	昭和28年12月12日	課税 所得区分 世帯非課税
年金 一郎	昭和55年10月18日	課税 所得区分 世帯非課税

市町村長 印

令和 年 月

※ 実印についてご記入ください。

● 受給者の個人番号（または基礎年金番号）、氏名、生年月日、住所をご記入ください。ご本人が自署の場合は、押印は不要です。

● 市町村で合計所得金額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等を添付してください。（記入例の場合は、世帯員を含めた所得証明書等が必要となります。）

● 令和2年7月31日時点で受給者と同じ世帯である方の氏名、生年月日、をご記入ください。

● 同一世帯の方が3人以上いる場合は、裏面にご記入ください。

● 市町村の証明を受けてください。（所得証明書等と住民票を添付する場合は不要）

- 現在お住まいの市町村と令和元年所得の住民税の課税市町村が異なる場合は、課税市町村で合計所得金額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等の発行を受けて所得状況届に添付してください。
- 現在お住まいの市町村と令和2年7月31日時点の住所地の市町村が異なる場合には、7月31日の市町村から所得状況届の証明を受けるか、当時の世帯全員の住民票（除票）を添付してください。
- 国外に居住していたために、国内の市町村から令和元年中の所得証明を受けられない方がいる場合には、その旨を裏面の備考欄にご記入ください。  
(例) 「年金一郎は、平成29年4月から令和2年3月まで国外に居住していたため、所得証明を受けられない。」

## 4. 討議

### 4-6. 個別③受給者の異動に関する業務（氏名・生年月日・性別変更）

「氏名・生年月日・性別変更」における対応について、「被保険者と受給者では処理の内容が異なる」「受給者にかかる変更は」4.1.年金請求書等受理・審査」に含めることが適当」との意見がありました。各フローの対応範囲についてご議論をお願いします

#### 業務フローの比較

